

令和7年3月10日

健康部健康推進課

HPVワクチン定期接種・キャッチアップ接種および 男性HPVワクチン任意接種助成の接種期間一部延長措置について

キャッチアップ接種終了に伴い、大幅なワクチン需要増により、接種機会を喪失した状況を踏まえ、国の通知により、下記のとおり接種期間を延長する。

記

1 延長措置対象者

(1) 下記の者のうち、キャッチアップ接種期間中（令和4年4月1日～令和7年3月31日）に1回以上接種し、規定接種回数が未完了の者

- ・令和6年度高校1年生相当の女性
（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ）
- ・キャッチアップ接種対象の女性
（平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれ）

(2) 令和6年度高校1年生相当の男性で、男性HPVワクチン任意接種助成期間中（令和6年6月1日～令和7年3月31日）に1回以上接種し、3回接種が未完了の者

2 延長期間

令和8年3月31日まで

3 対象者への周知について

2月11日号区報、区ホームページ、SNS等で実施。また、上記1延長措置（1）の対象者には個別通知を発送。